

3

計画の基本的な考え方



1 基本理念

子どもの健やかな育ちが守られるまち むなかた

第2章で述べた本市の子ども・子育てを取り巻く現状及び課題を踏まえ、本計画では以下の法律及び宗像市条例の目的を総合的に勘案し、基本理念を「子どもの健やかな育ちが守られるまち むなかた」と定めます。

- 1 「子どもが健やかに成長することができる社会の実現」（子ども・子育て支援法）
- 2 「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成」（次世代育成支援対策推進法）
- 3 「子どもの権利及び健やかな成長が保障されること」（宗像市子ども基本条例）
- 4 「子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、心身ともに健やかに育成されること」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）

2 基本方針

基本理念の達成に向けて具体的に推進していくために、以下の3つの基本方針を掲げます。基本方針は、宗像市子ども基本条例を構成する3本柱の一つである「大人の責務」を「保護者」「市民（地域）」「子育て関係施設」のそれぞれが果たすことができるよう「市」が支援していくことを掲げています。

基本方針1 保護者が子育てに喜びを感じることができるよう支援します

宗像市子ども基本条例では、「保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない（第9条）」と、保護者の役割を定めています。

また、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法及び宗像市子ども基本条例では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有すると規定されています。

保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの成長を見守ることが必要です。また、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識等を学ぶことも大切です。

しかし、様々な事情で子どもに対して十分な配慮を向けることができない保護者もいます。例えば、共働きなのに配偶者の家事や育児の協力が得られない人、親戚等の頼れる相手が近くにおらず孤立してしまっている人、ひとり親で子どものために割ける時間がない家庭、経済的に困窮しているため子どもに十分な教育を与えることができない家庭、障がいのある子

どもの家庭、外国籍の家庭等、配慮や支援が必要な家庭を含むすべての子育て家庭が、安心やゆとり、楽しみをもって愛情深く子育てができるように、適切な子育て支援を行い、子どもが健やかに成長できる環境づくりに市は努めます。

子どもを持つすべての保護者が、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を受けることができ、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じ、楽しく子育てができるよう、市は、子育てのストレスや子育て不安の解消に向けた相談体制の充実、喜びや不安を分かち合う子育ての仲間づくりへの支援を行います。また、経済的な支援が必要とされる場合には、それぞれの家庭に合った最適な支援が行えるよう、関係部署が連携して対応します。そして、本市の子どもの権利や人権が保障されるよう、すべての保護者がその責務を果たすことができ、子どもを育てることの喜びを享受できるよう、市は、必要な支援を行っていきます。

基本方針 2

市民が地域全体で子どもの育ちを応援できるよう支援します

宗像市子ども基本条例では、「市民等は、子どもは「社会の宝」とであると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない（第10条）」と、市民（地域）の役割を定めています。

市民（地域）は、子育て中の保護者が、自信と充実感を持って子育てができるよう、子どもと子育て家庭をあたたく見守り、子どもたちが安全に、安心して過ごせる地域づくりを行っていくことが大切です。

しかし、地域でのつながりの希薄化や家族形態の多様化、核家族化の進行により保護者の子育てに対する負担感の増大、子育ての孤立化等、さまざまな課題があります。

市は、子どもに関わる地域の大人が、それぞれの役割を自覚し、子どもと子育て家庭をあたたく見守り、そして関心や理解を深めることができるよう支援していきます。また、地域社会全体で「地域の子どもは、地域で育てる」という共通認識をもつことで、子育て家庭が支援を受ける側だけではなく、支援する側として地域活動に参画できるよう、子育て家庭が相互に悩みを相談し合い、不安や悩みを軽減するなど、助け合い、支え合う関係づくりができるよう市は、支援を行っていきます。また、地域の市民の力を借りながら、子どもも大人も夢を持てるまちを地域全体で創っていきます。

基本方針 3

子ども関係施設が子どもに生きる力を育めるよう支援します

宗像市子ども基本条例では、「子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない（第11条）」と、子ども関係施設の役割を定めています。

子ども関係施設は、家庭と同じように子どもが長い時間を過ごす場所もあり、子どもが健やかに成長するために様々な体験活動の機会があったり、子どもが安心して学び生活できた

り、保護者も安心して預けることができる場所が求められます。

しかし、子どもや保護者の状況や養育環境は様々で、子どもの学力の二極化やいじめや不登校など子どもや保護者の悩みは多岐にわたっています。

市は、その悩みが少しでも解消できるよう、スクールカウンセラーなど専門家を活用し解決に向けた取組みを行ないます。そして、子どもが生きる力を育てていくことができるよう、充実した教育環境を整備していきます。また、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校・義務教育学校の連携、小中一貫教育などを推進し幼児期から小・中・義務教育学校と円滑な接続を図ります。

3 基本的視点

本計画は、子どもの貧困に焦点を当てた「第2期宗像市子どもの未来応援計画」も兼ねています。「第1期宗像市子どもの未来応援計画」では、次の「事業推進の4つの視点」を掲げていましたが、本計画でもこの4つの視点を引継ぎ基本的視点として定めます。

	基本的視点	説明
①	子どもの権利を保障する視点	「宗像市子ども基本条例」に規定する4つの「子どもの権利」を保障し、子どもの最善の利益を第一に考える視点です。
②	気づき・見守る視点	家庭・地域・学校・行政が連携し、「気づき・見守る」体制をつくることで、子どもと保護者の孤立を防ぐ視点です。そして、地域社会が、子どもと保護者の子育てに対する関心や理解を深める視点です。
③	切れ目のない支援でつなぐ視点	子ども一人ひとりの成長段階に応じた支援を行うために、産前・産後期から保護者の悩みや不安の軽減を図るとともに、子どもの安心して生きる権利を保障し、妊娠期から18歳までの子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する視点です。
④	自己肯定感を育成する視点	子どもの成長に必要な学びや体験活動を確保することで自己肯定感を育成し、子どもが生まれ育った環境に左右されず、希望を持って生きる力を育むための視点です。